

## 議案第41号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年3月31日限り養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を脱退させ、並びに平成29年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第6号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加え、並びに同条第7号に規定する事務を共同処理する団体に岩国市を加えること並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月22日提出

山陽小野田市長 白井博文

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

第11条の2第9項に次のただし書を加える。

ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

別表第1中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

別表第2の2の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、同表の6の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削り、「柳井地域広域水道企業団」の次に「、岩国地区消防組合」を加え、同表の7の項中「下松市」の次に「、岩国市」を加え、同表の8及び11の項中「、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第41号参考資料

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(行政不服審査会)            第11条の2 (略)            2～8 (略)            9 行政不服審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。<u>ただし、委員の選任後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。</u>            10～19 (略)</p>	<p>(行政不服審査会)            第11条の2 (略)            2～8 (略)            9 行政不服審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。            10～19 (略)</p>
<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)</p> <p>山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</p>	<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)</p> <p>山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、<u>養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合</u>、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合</p>

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)
2 第3条第2号に規定する事務	宇部市（交通局に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、養護老人ホーム秋楽園組合、山口県市町総合事務組合
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、 <u>岩国市</u> 、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)
2 第3条第2号に規定する事務	宇部市（交通局に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、養護老人ホーム秋楽園組合、 <u>養護老人ホーム長生園組合</u> 、 <u>豊浦・大津環境浄化組合</u> 、山口県市町総合事務組合
3 (略)	(略)
4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する

	定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、 <u>岩国地区消防組合</u> 、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、 <u>養護老人ホーム長生園組合</u> 、 <u>豊浦・大津環境浄化組合</u> 、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 第3条第7号に規定する事務	下松市、 <u>岩国市</u> 、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	7 第3条第7号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖	8 第3条第8号に規定する事務	下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖

	珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)
10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組

	珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、 <u>養護老人ホーム長生園組合、</u> <u>豊浦・大津環境浄化組合、</u> 山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)
10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、

合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合

周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合